

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)について

(諮問第3126号)

<目次>

1 報告書(案)	1
2 申請概要	5
3 審査結果	16

補足資料

- L R I C 検証の結果に関する補足

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

令和2年3月17日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

令和2年2月7日付け諮問第3126号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
 (長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見 1 次期適用期間である令和4年度以降は、第9次モデルで策定された IP モデルのみの適用に向けた検討が進められることが重要。	考え方 1	
<p>○ 固定電話(加入電話+ISDN)の契約者数1,762万加入(※1)に対して、0ABJ-IP電話の契約者数は3,484万件(※1)まで拡大しており、固定電話市場は着実にIP化へ向けて進捗しております。また、PSTNマイグレーションの切替スケジュールも見えてきており、2021年1月からは、実際にNTT東・西ひかり電話発着トラフィックのIP網への切替が開始され、加入電話(PSTN)からメタルIP電話(IP)への切替も2024年1月から開始されます。</p> <p>一方で、IP化の進展に伴い、PSTNのトラフィックは減少を続けており、今回申請された令和2年度のPSTN接続料は、3分換算で、GC接続で対前年度比+8.7%(6.87円→7.47円)、IC接続で対前年度比+8.2%(8.06円→8.71円)と、GC接続、IC接続共に前年度に比べて大幅な値上がりとなっており、今後も接続料の上昇は避けられません。</p> <p>現在、長期増分費用モデル研究会において「令和4年度以降の接続料算定に係る長期増分費用モデル(第9次モデル)」の検討が行われておりますが、固定電話市場の主流がIPに移行していることやPSTNマイグレーションのスケジュールも明確になった現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークはIP網であるため、次期適用期間である令和4年度以降は第9次モデルで策定されたIPモデルのみの適用に向けた検討が進められることが重要であると考えます。</p> <p>(※1)総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」(令和元年度第2四半期(9月末))より (KDDI株式会社)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)及びそれを踏まえた所要の規定の整備により、令和元年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、PSTN接続料の水準により価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより移行の段階を進めることとしています。</p> <p>○ 令和4年度以降の接続料算定の在り方については、PSTNからIP網への移行やそれに伴う環境の変化等を踏まえつつ、今後、総務省において検討を進めることが適当です。</p>	なし

意見2 IP-LRICモデルを即時適用することが適当。	考え方2	
<p>○ 長期増分費用方式は、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であり、この観点からは PSTN-LRIC モデルよりも効率的なネットワークが構築可能な IP-LRIC モデルを適用するのが適当であると考えます。</p> <p>この点について、平成 30 年 10 月 16 日付「平成 31 年度移行の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について-答申-」では、平成 31 年度から 3 年間の接続料算定に長期増分費用方式を適用するに際し、「IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期」であり、「接続料の算定を完全に IP 網を前提とした方法とすべき時期の特定については、固定電話市場全体における IP 網への移行状況や公正な競争環境の確保等の観点から引き続き検討が行われる必要がある」とされ、IP-LRIC モデルの適用は見送られました。</p> <p>しかしながら、令和 2 年度接続料の適用期間である令和 3 年 1 月からは東日本電信電話株式会社及び西日本電話株式会社殿交換機も IP 網に接続されるなど、実網においても効率的な IP 化に着手されるところ、その一方で、IC 接続料は 8.71 円/3 分となっており、既に通話料 8.5 円/3 分を超過する水準となっています。また、PSTN-LRIC モデルを適用し続ける限り接続料の上昇傾向は次年度も続く見込み(次年度予測は IC 接続で 9.6~10 円)であり、今後実ビジネスへの深刻な弊害も懸念される状況です。</p> <p>このような接続料の高騰を抑制するためには、本来の LRIC 方式の前提に則し、より効率的かつ実際に導入実績のある IP 網での IP-LRIC モデルを即時適用することが適当であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 令和元年度から 3 年間は、PSTN 接続料の水準により価格圧搾のおそれが生じる場合、PSTN-LRIC モデルと IP-LRIC モデルの組合せにより移行の段階を進めることは考え方 1 のとおりです。</p> <p>○ この価格圧搾のおそれが生じるかの判断は LRIC 検証により行うこととされていますが、今回の検証の結果、価格圧搾のおそれは生じないと判断される※ことから、令和 2 年度接続料は PSTN-LRIC モデルを用いて算定することが適当と考えます。</p> <p>※「加入電話・ISDN 通話料」の利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額以上。</p>	<p>なし</p>

意見3 「有線 LAN」及び「無線 LAN」をバランス良く導入する構造が望ましい。	考え方3	
<p>○ 「トラフィック（回線混雑）」を解消して行く構造では、古い構造での ISDN を含む「DSL 系（固定電話の回線及び FAX の回線）」における「VDSL」及び「ADSL」を廃止し、新しい構造での「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」を導入する事で、「有線 LAN」及び「無線 LAN」をバランス良く導入するべ構造が望ましい事と、私し個人は思います。</p> <p>（個人）</p>	<p>○ 今後の情報通信政策に関する参考御意見として承ります。</p>	なし

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
接続約款の変更の認可申請に関する説明
(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)**

令和2年3月

長期増分費用方式に係る接続約款の変更認可の申請日等

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳

2. 申請年月日

令和2年2月4日(火)

3. 実施予定期日

の 認可後、令和2年4月1日(水)から実施

4. 趣旨

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和2年総務省令第1号。令和2年1月10日に公布及び一部施行。)を受けて、長期増分費用(LRIC)方式に基づき算定した接続料を反映するため、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を行うもの。

5. 長期増分費用方式に基づく令和2年度接続料の算定

令和元年度から3年間の接続料算定に用いる長期増分費用モデル(以下「第8次モデル」という。)に基づく令和2年度接続料

	令和2年度	令和元年度
GC接続料	7.47円 /3分 【対前年度 +0.60円 (+8.7%)】	6.87円 /3分 【対前年度 +0.06円 (+0.9%)】
IC接続料	8.71円 /3分 【対前年度 +0.66円 (+8.2%)】	8.06円 /3分 【対前年度 ▲0.03円 (▲0.4%)】

(1) LRIC検証の考え方

- 第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルの2つのモデルを策定。
- 令和元年度から3年間の接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たっては、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定する。これにより価格圧搾のおそれが生じる場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行を進めることとしている。
- 価格圧搾のおそれについては、スタックテストの指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が他律的要因によらずに営業費相当基準額※未満となるかどうかにより判断(⇒LRIC検証)を行う。

※利用者料金による収入の20%。

(2) LRIC検証の結果

- 検証の結果、利用者料金と接続料の差分は営業費相当基準額以上であることから、令和2年度接続料はPSTN-LRICモデルにより接続料を算定。

■ LRIC検証の結果 (加入電話・ISDN通話料) ※カッコ内は、対前年度比較。

(単位:億円)

	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率
NTT東日本	170 (▲13%)	115 (▲9%)	55	32.4% (▲3.3pt)
NTT西日本	159 (▲12%)	104 (▲6%)	55	34.6% (▲3.7pt)

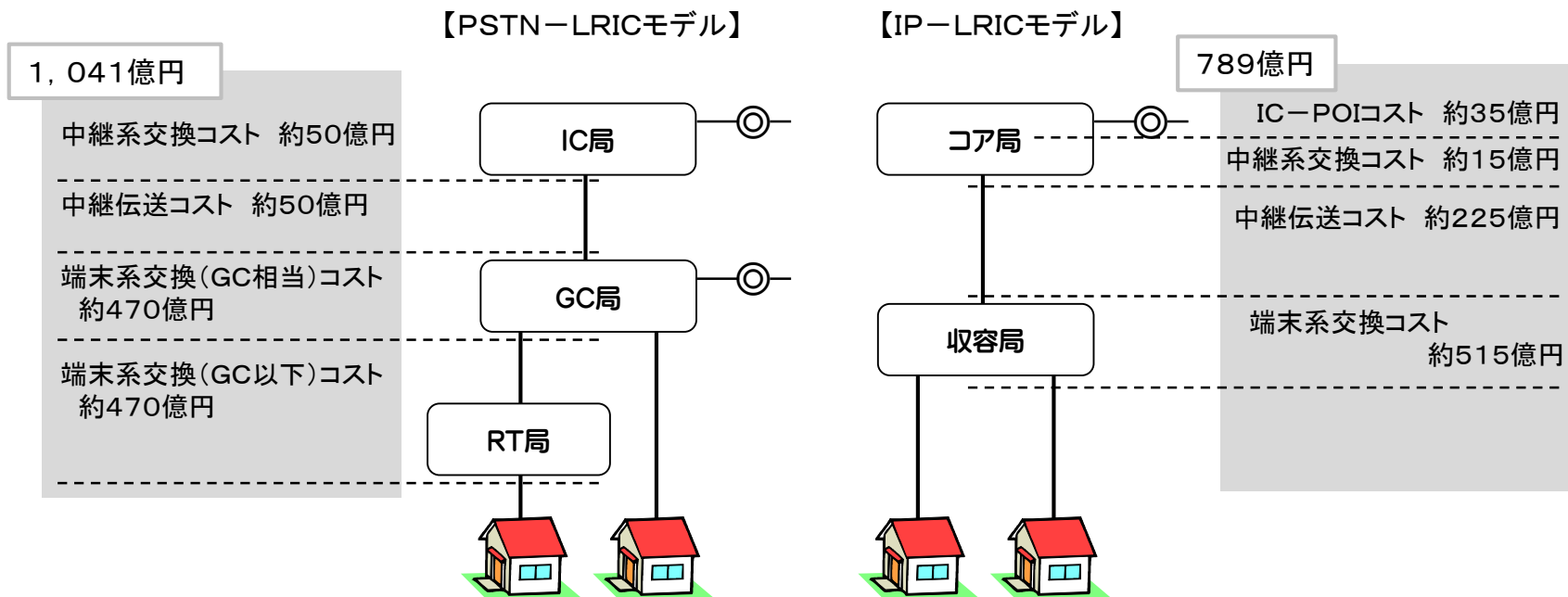
○ 第8次モデルには、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの2つのモデルがある。

■ 第8次モデルにより算定したコスト(令和元年度接続料算定ベース)

※NTSコストを含む。

	PSTN-LRICモデル	IP-LRICモデル
接続料原価	1,041億円	789億円

6



(1) サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

$$\text{「令和元年度下期+令和2年度上期」予測通信量} = \text{「平成30年度下期+令和元年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和元年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和2年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該率には、令和元年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における平成30年10月～12月と令和元年1月～9月との構成比を用いて加重平均により算定。

		「R1下+R2上」予測通信量			=	「H30下+R1上」実績通信量			×	対前年同期予測増減率		
		東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本	
MA内※	回数	898	478	420		1,063	560	503		▲15.6%	▲14.7%	▲16.6%
	時間	25	14	12		31	16	14		▲17.8%	▲16.0%	▲19.8%
MA間ZA内	回数	545	251	295		641	298	343		▲15.0%	▲15.8%	▲14.2%
	時間	12	6	6		14	7	7		▲18.3%	▲16.9%	▲19.6%
GC接続	回数	4,259	2,140	2,119		5,204	2,651	2,553		▲18.2%	▲19.3%	▲17.0%
	時間	118	60	57		146	76	70		▲19.3%	▲20.6%	▲17.6%
IC接続 (GCを経由するもの)	回数	12,587	6,219	6,368		13,724	6,688	7,035		▲8.3%	▲7.0%	▲9.5%
	時間	361	189	172		400	204	196		▲9.8%	▲7.7%	▲11.9%
IC接続 (GCを経由しないもの)	回数	18,432	9,666	8,766		19,094	9,937	9,156		▲3.5%	▲2.7%	▲4.3%
	時間	613	365	248		616	359	258		▲0.6%	1.9%	▲3.9%

(※) MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

(単位: 百万回、百万時間)

(2) 機能別トラヒックの算定

○ サービス別トラヒックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

		令和2年度	令和元年度	増減率
加入者交換機能(GC)	回数	18,488	21,112	▲12.4%
	時間	521	612	▲14.9%
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	380	437	▲13.1%
中継交換機能(IC)	回数	31,430 ※(12,998)	33,863 ※(14,467)	▲7.2% ※(▲10.2%)
	時間	983 ※(370)	1,055 ※(425)	▲6.8% ※(▲12.9%)
中継交換機回線対応部共用機能	時間	380	437	▲13.1%
中継伝送共用機能	時間	380	437	▲13.1%

(※) GCを経由しないものを除く。

(単位: 百万回、百万時間)

主な機能の接続料原価

- 第8次モデルにより算定した主な機能の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能	令和2年度	令和元年度	増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	134,429	144,259	▲6.8%
NTSコスト付け替え後*	83,443	90,110	▲7.4%
加入者交換機回線対応部共用機能	3,154	3,481	▲9.4%
中継交換機能	4,876	5,220	▲6.6%
中継交換機回線対応部共用機能	221	259	▲14.6%
中継伝送共用機能	4,549	4,892	▲7.0%

(※) き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

(参考) NTSコストの付け替え

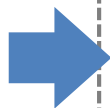
- 令和2年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能に係る接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能に係る接続料原価に加算。
- NTSコストの付け替えを行うことによる令和2年度の加入者交換機能に係る接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

加入者交換機能に係る接続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①) 加入者交換機能に係る接続料原価に算入するもの	NTSコスト加算後 ③+④
	134,429	NTSコスト		50,986			
		74,298	① き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト				
	134,429	74,298	23,312	50,986	60,131	23,312	83,443

長期増分費用方式に基づく令和2年度接続料等

区分	単位	令和2年度	令和元年度
① 加入者交換機能	1通信ごとに	0.49208円	0.47162円
	1秒ごとに	0.038756円	0.035532円
② 加入者交換機回線対応部専用機能	24回線ごとに月額	16,223円	16,493円
③ 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0023070円	0.0022115円
④ 市内伝送機能	1通信ごとに	0.077803円	0.076943円
	1秒ごとに	0.0076644円	0.0072326円
⑤ 中継交換機能	1通信ごとに	0.077803円	0.076943円
	1秒ごとに	0.00068649円	0.00068868円
⑥ 中継交換機回線対応部専用機能	24回線ごとに月額	1,124円	1,214円
⑦ 中継交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.00016156円	0.00016426円
⑧ 中継伝送共用機能	1秒ごとに	0.0033274円	0.0031077円



- GC接続料 7.47円/3分 (機能区分①の3分当たり接続料)
- IC接続料 8.71円/3分 (機能区分①、③、⑤、⑦、⑧の合計の3分当たり接続料)

接続料等の改定額②

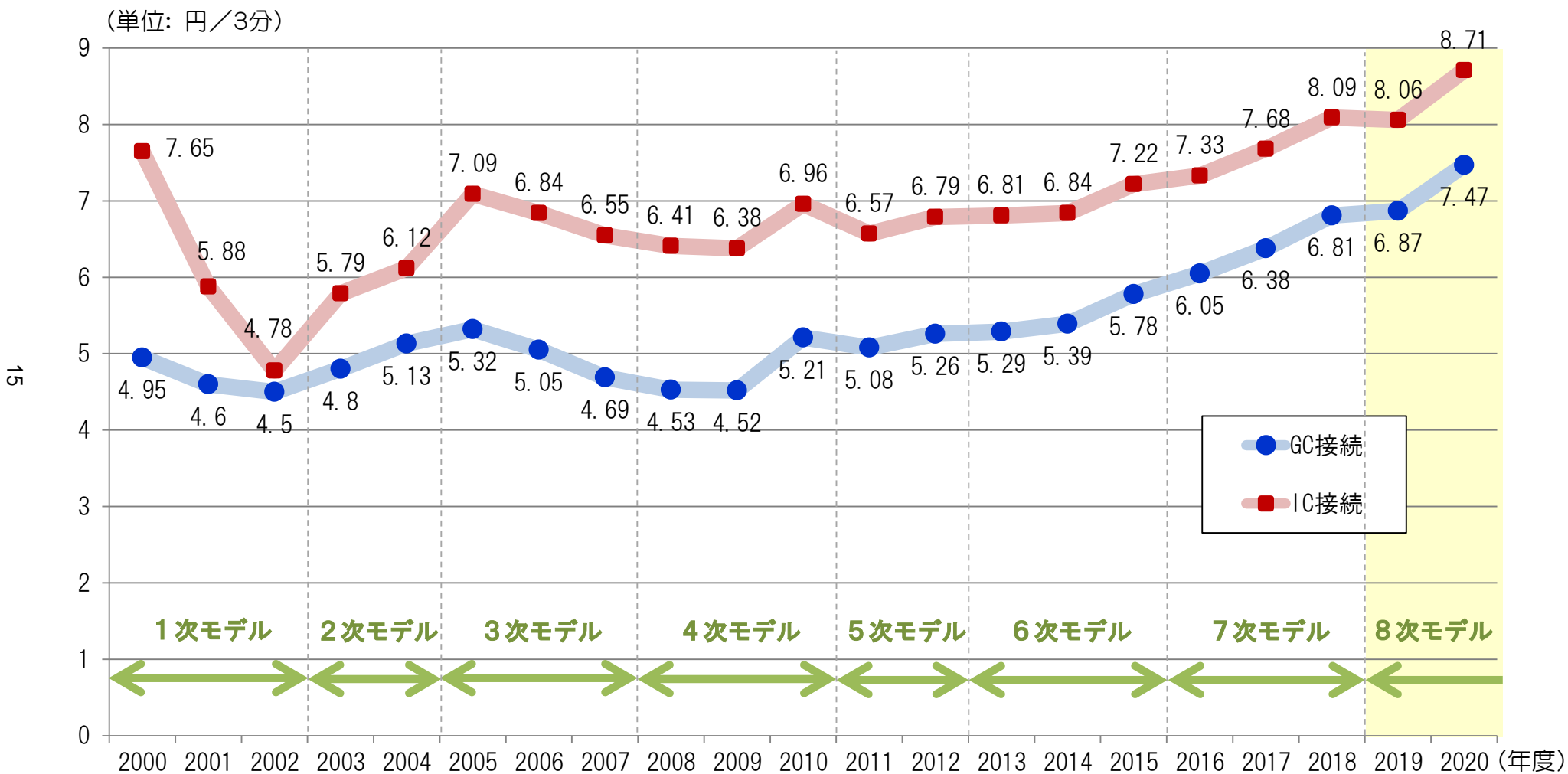
区分		単位	令和2年度	令和元年度
⑨ 中継伝送専用機能				
基本料				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	8,802円	9,063円
		24回線を超える 24回線ごとに月額	8,340円	8,644円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	79,694円	84,334円
		672回線相当月額	79,232円	83,915円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	238,159円	252,163円
		2,016回線相当月額	237,696円	251,744円
イ ア以外の場合であって同一の 単位料金区域に終始する場合	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9,608円	9,896円
		24回線を超える 24回線ごとに月額	9,146円	9,477円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	87,347円	92,422円
		672回線相当月額	86,885円	92,002円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	261,116円	276,426円
		2,016回線相当月額	260,654円	276,007円
ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	10,093円	10,406円
		24回線を超える 24回線ごとに月額	9,631円	9,986円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	91,954円	97,368円
		672回線相当月額	91,492円	96,949円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	274,937円	291,266円
		2,016回線相当月額	274,475円	290,846円
加算料				
ア 基本料ウ欄に規定する中継 伝送専用機能を利用する区間 の距離が10kmを超える場合の 加算料	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	25円	25円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	234円	243円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	703円	730円
イ 中継伝送専用機能を利用し てNTT東日本・西日本が別に 定める通信用建物と異なる市 外中継交換機に接続する場合 等の加算料	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	806円	833円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	7,652円	8,088円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	22,957円	24,263円

接続料等の改定額③

区分	単位	令和2年度	令和元年度
⑩ 中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線ごとに月額	19,578円	20,164円
⑪ 共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.011636円	0.011250円
⑫ 市内通信機能	1通信ごとに	0.61319円	0.59003円
	1秒ごとに	0.066312円	0.060886円
⑬ リルーティング通信機能	1通信ごとに	0.74826円	0.71861円
	1秒ごとに	0.072422円	0.066646円
⑭ リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.020357円	0.018767円
⑮ 音声ガイダンス送出用接続通信機能			
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043723円	0.039579円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.048061円	0.044348円
⑯ リダイレクション網使用機能			
ア NTT東日本・西日本の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.051753円	0.047710円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.044337円	0.040649円
⑰ 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672回線(50Mbit/s相当)ごとに	161,101円	161,948円
イ 約款第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線(50Mbit/s相当)ごとに	211,042円	213,771円

14

(参考) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移



審査結果

(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第1号))	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第2号))	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第3号))	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第4号))	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第5号))	—	変更事項なし

10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第6号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第7号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第8号))	—	変更事項なし
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に收容する際に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を收容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第9号))	—	変更事項なし
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第10号))	—	変更事項なし
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第11号))	—	変更事項なし
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第12号))	—	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、接続料規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	変更事項なし
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

LRIC 検証の結果に関する補足

1. 目的

本資料は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が適切に算定されているかの確認に当たり、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 13 号）附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する条件に該当するかの検証（以下「LRIC 検証」という。）に関して NTT 東日本及び NTT 西日本から提示のあった算出方法等の補足情報を示すもの。

2. LRIC 検証の結果

検証の結果、利用者料金収入と接続料相当の差分は営業費相当基準額以上であることから、令和 2 年度接続料は PSTN-LRIC モデルにより接続料を算定。

表 1 LRIC 検証の結果（加入電話・ISDN 通話料）

（単位：億円）

	①利用者料金収入 ※1	②接続料相当 ※2	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に 占める差分の比率 (③÷①)
NTT 東日本	170 (▲13%)	115 (▲9%)	55	32.4% (▲3.3pt)
NTT 西日本	159 (▲12%)	104 (▲6%)	55	34.6% (▲3.7pt)

※ NTT 東日本及び NTT 西日本から報告のあった LRIC 検証結果は、1 億円未満の端数を切り捨てて表記。

※1 利用者料金収入は平成 30 年度実績。

※2 接続料相当は、通信量（平成 30 年度実績）に今回申請の接続料（市内通信機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継区間伝送機能、NGN（IGS 接続機能））を乗じる等して算定。

3. 算出方法等

(1) 利用者料金収入の算出方法

利用者料金収入は、指定電気通信役務損益明細表（平成 30 年度）における市内・市外通信の営業収益により算出（フリーアクセス及びユーザ間情報通知サービスに係る収益を除外）。

(2) 接続料相当の算出方法

接続料相当は、①振替接続料と②他事業者への支払接続料との合計（表 2）であり、それぞれ算出方法が異なる。

なお、PSTN 発の音声通信呼は、着信先別に(A)PSTN 発 PSTN 着、(B)PSTN 発光 IP 電話着、(c)PSTN 発他社直収着の 3 種類に分類されるが、①振替接続料には(A)、(B)及び(C)（自網分に限る。）が含まれ、②他事業者への支払接続料には(c)（他社網分に限る。）が含まれる。

委員限り

表 2 接続料相当の内訳

A large rectangular area of the page is completely redacted with a solid black fill, obscuring the data presented in Table 2.

①振替接続料は、サービス別トラヒック（通信回数、通信時間）（平成30年度実績）に機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラヒックを算定し、これに今回申請の接続料を乗じて算出している（表3）。

表3 接続料相当の算出（①振替接続料）

【東日本】 委員限り

	接続料相当 (億円)	機能別トラヒック		接続料単金	
		通信回数 (百万回)	通信時間 (百万時間)	回数単金 (円/回)	時間単金 (円/秒)
市内通信機能					
加入者交換機能					
中継交換機能					
中継伝送共用機能					
加入者交換機回線対応部共用機能					
中継交換機回線対応部共用機能					
NGN (IGS 接続機能)					
非指定中継区間伝送機能 (60km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km 超)					
合計					

【西日本】 委員限り

	接続料相当 (億円)	機能別トラヒック		接続料単金	
		通信回数 (百万回)	通信時間 (百万時間)	回数単金 (円/回)	時間単金 (円/秒)
市内通信機能					
加入者交換機能					
中継交換機能					
中継伝送共用機能					
加入者交換機回線対応部共用機能					
中継交換機回線対応部共用機能					
NGN (IGS 接続機能)					
非指定中継区間伝送機能 (60km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km 超)					
合計					

②他事業者への支払接続料は、他事業者からの請求に対し NTT 東日本及び NTT 西日本が支払うものであり、①と同様の算出方法による場合、他事業者が

らの請求額のうち PSTN 発に係るものを分計する必要があるところ、直ちに分計することが困難であるとの理由から、これに代わる方法として、指定電気通信役務損益明細表（平成 30 年度）の費用配賦方法等を示した指定電気通信役務損益配賦方法書に記載の値により算出している（表 4）。

参考として、NTT 東日本及び NTT 西日本において把握可能な機能別トラヒック（平成 30 年度実績）に他事業者接続料（平成 30 年度）を乗じて算定した場合の値を示す（表 5）。

表 4 接続料相当の算出（②他事業者への支払接続料）

【東日本】

委員限り

（単位：百万円）

区分				配賦方法	配賦総額	役務の種類			
大部門	中部門	小部門				特定電気通信役務			
						音声伝送役務			
						基本料	市内・市外通信	公衆電話	その他
通信設備使用料	網使用料（相互接続）	網使用料（音声伝送・NTT）	番号案内・手動	トラヒック比（回数）					
			IP	トラヒック比（時間）					
			その他	トラヒック比（時間）					
		網使用料（音声伝送・NCC）	トラヒック比（時間）						
	網使用料（相互接続以外・NTT）	網使用料（音声伝送）		トラヒック比（時間）					

※1 「通信設備使用料／網使用料（相互接続）／網使用料（音声伝送・NTT）／その他」；NTT 西日本、NTT コミュニケーションズへの支払接続料。

※2 「通信設備使用料／網使用料（相互接続）／網使用料（音声伝送・NCC）」；NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ以外の事業者への支払接続料。

※3 「通信設備使用料／網使用料（相互接続以外・NTT）／網使用料（音声伝送）」；県内 ZA 間の卸電気通信役務に係る NTT コミュニケーションズへの支払接続料。

【西日本】 **委員限り**

(単位：百万円)

区分				配賦方法	配賦総額	役務の種類			
大部門	中部門	小部門				特定電気通信役務			
						音声伝送役務			
						基本料	市内・市外通信	公衆電話	その他
通信設備使用料	網使用料（相互接続）	網使用料（音声伝送・NTT）	番号案内・手動	トラヒック比（回数）					
			IP	トラヒック比（時間）					
			その他	トラヒック比（時間）					
		網使用料（音声伝送・NCC）	トラヒック比（時間）						
	網使用料（相互接続以外・NTT）	網使用料（音声伝送）	トラヒック比（時間）						

- ※1 「通信設備使用料／網使用料（相互接続）／網使用料（音声伝送・NTT）／その他」；NTT 東日本、NTT コミュニケーションズへの支払接続料。
- ※2 「通信設備使用料／網使用料（相互接続）／網使用料（音声伝送・NCC）」；NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ以外の事業者への支払接続料。
- ※3 「通信設備使用料／網使用料（相互接続以外・NTT）／網使用料（音声伝送）」；県内 ZA 間の卸電気通信役務に係る NTT コミュニケーションズへの支払接続料。

表5 接続料相当参考値の算出（②他事業者への支払接続料）

【東日本】 **委員限り**

	接続料相当 (億円)	機能別トラヒック		接続料単金	
		通信回数 (百万回)	通信時間 (百万時間)	回数単金 (円/回)	時間単金 (円/秒)
合計					
KDDI					
ソフトバンク					
上記以外					

【西日本】 **委員限り**

	接続料相当 (億円)	機能別トラヒック		接続料単金	
		通信回数 (百万回)	通信時間 (百万時間)	回数単金 (円/回)	時間単金 (円/秒)
合計					
KDDI					
ソフトバンク					
上記以外					